

## ◆死亡届後の各種手続き等のご案内◆

名護市役所 0980-53-1212 (代表番号)

亡くなられた方が名護市に住民登録している方で、次の1～12(裏面あり)のいずれかに該当する場合は、下記のお手続きや確認などが必要です。お手続き方法や必要書類などの詳しいことは、各担当窓口へお問い合わせください。

(他市町村に住民登録している方については、その役所へお問い合わせください)

	このような方	お手続き等担当窓口
1	住基カード・なご市民カード・印鑑登録証をお持ちの方	破棄してください。 ※死亡日をもって無効となります。 <b>市民課 窓口係 (内線 178、149)</b>
	国民年金受給者及び第1号被保険者	未支給請求手続きまたは死亡報告(死亡診断書の写し必要)等の手続きをしてください。 <b>⇒市民課 窓口係 年金担当へ (内線 174、175)</b>
2	国民健康保険加入者 (75歳未満)	葬祭費の申請及び資格喪失の手続きをし、国保保険証をお返しください。 <u>死亡日から2週間以内</u> にお手続きください。 <b>⇒国民健康保健課 給付係へ (内線 154、156)</b>
	75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	葬祭費等の申請及び資格喪失の手続きをし、後期高齢者医療被保険証をお返しください。 <u>死亡日から2週間以内</u> にお手続きください。 <b>⇒国民健康保健課 後期高齢者医療係へ (階段側/内線 195、167)</b>
3	介護保険受給者	資格喪失の手続きをし、介護保険証をお返しください。 <b>⇒介護長寿課 認定係へ (内線 135、207)</b>
	介護用品給付(おむつ助成)を受けている方	死亡日をもって無効となりますので、介護用品給付証をお返しください。 <b>⇒介護長寿課 高齢福祉係へ (内線 105)</b>
4	農地所有者	農地を相続した場合は、農業委員会への届出が必要です。 ※相続登記前でも届出は可能です <b>⇒農業委員会 窓口へ (内線 271、272)</b>
	農業者年金受給者及び被保険者	農業者年金死亡関係届出書の提出が必要です。 <b>⇒農業委員会 窓口へ (内線 271)</b>
5	児童手当受給者	受給者の変更が必要です。 <u>死亡日の翌日から15日以内</u> にお手続きください <b>⇒子育て支援課 子育て支援係 (内線 110)</b>
	児童扶養手当受給者	資格喪失の手続き等が必要です。 <b>⇒子育て支援課 子育て支援係 (内線 108)</b>
6	生活保護受給者	<u>死亡日の翌日から1週間以内</u> に担当ケースワーカーにご連絡ください。(手続き等が必要な場合があります) <b>⇒生活支援課 保護係へ (内線 102、112、119)</b>

◆◇裏面へつづきます。ご確認ください◇◆

## ◇表面からのつづきです。ご確認ください◇◆

7	納税義務者	各税に納め忘れがないか確認をお願いします。 ⇒税務課 納税係へ (内線 188、194、196)
	固定資産(土地・家屋・償却資産)所有者	固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有していましたら、必要な手続きがあります。 ⇒税務課 資産税係へ (内線 185、186)
	軽自動車(原付バイク含む)所有者	軽自動車(原付バイク含む)を所有していましたら、必要な手続きがあります。 ⇒税務課 市民税係へ (内線 182)
8	市営住宅入居者	名義人変更や退去手続きなどの届出が必要です。(家賃額が変更になる場合があります) ⇒建築住宅課 市営住宅係へ (内線 146、114)
9	森林所有者	森林の土地を相続した場合は、死亡日から90日以内に「森林の土地の所有者となった旨の届出」が必要です。 ⇒農林水産課 林務水産係へ (内線 283)
10	障がいの手帳をお持ちの方	手帳の返還手続きが必要です。 ⇒社会福祉課 障がい給付係へ (内線 124、111)
	特別児童扶養手当受給者 障害児福祉手当・特別障害者 手当受給者	資格喪失の手続き等が必要です。 ⇒社会福祉課 障がい給付係へ (内線 124、111)

## 法務局からの御案内 ～あなたの相続手続きを応援します～

現在、相続手続きをなさる場合には、お亡くなりになられた方の戸籍謄本等の束を各種窓口(金融機関の預貯金手続、相続登記手続など)に何度も出し直す必要があります。

そこで『法定相続情報証明制度』では

- ①登記所(法務局)へ、戸籍謄本等と併せて相続関係を一覧に表した図(法定相続情報一覧図)を提出いただくと
- ②登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付します
- ③相続手続きの際にはその一覧図の写しを使うことができますので、戸籍謄本等の束を何度も出し直す必要がなくなります。(一覧図の写しは必要な通数を交付します)

法定相続情報証明制度の詳細内容については、法務局ホームページをご覧ください。

この制度の利用(申出方法や一覧図の作成方法等)についてのご相談は予約制となりますので、事前に、お近くの法務局の窓口又はお電話にて予約するようお願いいたします。

連絡先：那覇地方法務局名護支局 TEL：0980-52-2123

※相続手続きに必要な書類は、提出先によって異なりますので、あらかじめ各提出先にお問合せ願います。